

とも認定こども園重要事項説明書

1. 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 伴福社会
事業者の所在地	広島市安佐南区伴中央四丁目3番1号
事業者の電話番号・FAX	TEL: (082)848-4925 / FAX: (082)848-5086
代表者氏名	理事長 龍山永明

2. 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園			
名称	とも認定こども園			
所在地	広島市安佐南区伴中央四丁目3番1号			
電話番号・FAX	TEL: (082)848-4925 / FAX: (082)848-5086			
施設長氏名	龍山永明			
開設年月日	昭和30年 9月 1日			
利用定員（年齢別）	3歳以上児		1・2歳児	0歳児
	1号認定	2号認定	3号認定	3号認定
	8人	167人	92人	21人
通常保育以外の保育	延長保育、障害児保育、一時預かり保育			

3. 施設・設備の概要

園舎	構造	1号館:鉄筋コンクリート造り5階建て 2号館:鉄筋コンクリート造り2階建て	
	延床面積	1号館 1,715.09㎡	2号館 484.00㎡
施設設備と面積		1号館	2号館
	乳児室	57.67㎡	
	ほふく室	33.34㎡	
	保育室	428.09㎡	253.23㎡
	遊戯室	177.37㎡	
	調理室	59.92㎡	
	調乳室	5.3㎡	
	沐浴室	34.5㎡	
	便所・汚物処理室 (2歳以上児用)	80.95㎡	21㎡
	事務室	37.81㎡	10.5㎡
	職員休憩室	42.12㎡	
	便所	16.63㎡	3.4㎡
	一時預かり室	31.45㎡	
	その他	709.94㎡	195.87㎡
	合計	1,715.09㎡	484.00㎡
屋外遊戯場(園庭)	屋外遊戯場 1,364.64㎡		
遊具	砂場、ジャングルジム、クライミングウォール、鉄棒、雲梯、ドラゴンすべり台、ハウス、総合遊具、アンパンマン号、アンパンマンワールドSLマン		

4. 施設の目的、運営方針

施設の目的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育・保育、並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
運営の方針	<p>(1) 仏教精神を基本とし、子どもたちが自らの力で育つ(子育て)を第一と考え、大きく3つの教育・保育方針を掲げる。</p> <p>① 思いやりの心と協調の精神を養う。</p> <p>② 常に考える態度と創造性を養う。</p> <p>③ 子どもらしい素直さで万物に感謝する心を養う。</p> <p>(2) 職員は「和を以って尊しと為す」の心で教育・保育事業に従事し、その環境整備には地域の有形無形の財産をもってこれにあたる。</p> <p>(3) 地域の方々の協力を得ながら、子ども、保護者、職員の育ちを図る。</p>

5. 職員体制

施設長	1人
副園長	1人(常勤: 1人)
主幹保育教諭等	2人(常勤: 2人)
保育教諭等	39人(常勤: 34人、非常勤 5人)
看護師	1人(常勤 1人)
事務員	2人(常勤: 2人)

※ 保育教諭等の数については、入園した園児数により、広島市認定こども園設備等基準条例(平成30年3月29日条例第16号)における配置基準を下回らない範囲で変動する。

6. 教育・保育を提供する日

<p>提供を行う日</p>	<p>【2・3号】 月曜日から土曜日まで</p> <p>【1号】 上記2・3号の提供を行う日。 ただし、次の休業日を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 毎週土曜日 ● 夏季休業日（8/10～8/20） ● 冬季休業日（12/27～1/5） ● 春季休業日（3/28～3/31） <p>※ 休業日を利用する場合、1日あたり次のとおり預かり保育料を徴収させていただきます。（ただし、園の行事や保護者会は無料）</p> <table border="1" data-bbox="596 790 1139 965"> <tr> <td>7：15～8：45</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>8：45～16：15</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>16：15～18：15</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>18：15～19：15</td> <td>500円</td> </tr> </table> <p>※ 当園は1年1学期制です。</p>	7：15～8：45	200円	8：45～16：15	1,500円	16：15～18：15	200円	18：15～19：15	500円
7：15～8：45	200円								
8：45～16：15	1,500円								
16：15～18：15	200円								
18：15～19：15	500円								
<p>提供を行わない日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日曜日 ● 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ● 1月2日から1月4日まで ● 12月30日及び12月31日 ● 災害発生によりサービスの提供が行えないと園長が判断する時 ● 感染症発生によりサービスの提供が行えないと園長が判断する時 								
<p>「避難指示」及び「気象警報」等の発令・解除への対応について</p>	<p>【警戒レベル4「避難指示」が出ている場合】 広島市より伴学区に警戒レベル4「避難指示」が出ている場合、園児・保護者の安全確保のため、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 午前6時30分の時点で発令されている場合 自宅待機 ● 午前7時14分までに解除された場合 午前8時15分より園児の受け入れ ● 午前7時15分～午後1時59分までに解除された場合 解除されて1時間後より園児の受け入れ ● 午後2時の時点で解除されない場合 休園 <p>【大雨前線や台風等の接近により「気象警報」が発令された場合】 状況により、お迎えの要請を行なう可能性があります。その際には保護者へ保育業務支援システム《CoDMON》の保護者アプリ等によりお知らせします。</p>								

6-1 教育・保育を提供する時間

(1) 開園時間

月曜日から土曜日	午前7時15分 から 午後7時15分まで
----------	----------------------

(2) 教育標準時間認定に関する教育時間および利用可能な保育時間

月曜日から金曜日の教育時間 (7時間30分)	午前8時45分 から 午後4時15分まで
時間外保育時間	午前7時15分 から 午前8時45分まで 午後4時15分 から 午後6時15分まで
延長保育時間	午後6時15分 から 午後7時15分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間

月曜日から土曜日の保育時間 (8時間)	午前8時15分 から 午後4時15分まで
時間外保育時間	午前7時15分 から 午前8時15分まで 午後4時15分 から 午後6時15分まで
延長保育時間	午後6時15分 から 午後7時15分まで

(4) 保育標準時間認定に関する保育時間

月曜日から土曜日の保育時間 (11時間)	午前7時15分 から 午後6時15分まで
延長保育時間	午後6時15分 から 午後7時15分まで

7. 利用料その他の費用等

保育料（月額）		園児の保護者が居住する市町村が定める保育料
保育短時間認定の 時間外保育料(1回)		7：15～8：15 3号認定:300円、2号認定:200円
		16：15～18：15 3号認定:300円、2号認定:200円
1号認定の 時間外保育料（1回）		7：15～8：45 200円
		16：15～18：15 200円
延長保育料（月額）		園児の保護者が居住する市町村が定める保育料
臨時延長保育料（1回）		18：15～19：15 1・2号認定:500円 3号認定:900円
延長保育超過料		19：15を超過する場合、15分毎に300円 (1・2・3号認定)
実 費 徴 収 ※金額は納入価格により変動する可能性あり	副食費(1・2号認定)	4,500円(毎月)
	主食費(1・2号認定)	1,000円(毎月)
	教材費(3～5歳児)	8,000円程度(年間)
	教材費(2歳児)	6,000円程度(年間)
	教材費(1歳児)	2,500円程度(年間)
	教材費(0歳児)	1,000円程度(年間)
	体操服(3～5歳児)	2,500円程度(希望者)
	室内着(3～5歳児)	2,500円程度(希望者)
	筆記用具(5歳児)	300円程度(年間)
	わくわくお楽しみ保育費(5歳児)	700円程度(参加者のみ)
	貸切バス代(園外保育)	1回あたり1,000円程度(参加者のみ)
	ALSOKセキュリティカード [®]	2,400円程度(1枚あたり) ※2枚以上発行する場合
	支払方法	口座引き落としにて徴収 ※口座振替不能の場合、現金徴収

8. 提供する教育・保育の内容

【教育・保育目標】

- 元気に活動できる子
- 創造性豊かで工夫できる子
- 友だちと仲良くできる子
- ねばり強い子
- ありがとうと言える子

【養護】

- 心身共に安定して意欲的に物事に関わっていける環境を整え、心豊かに生活できるようにする。
- 自然に触れながらのびのびと遊び、元気な身体と誰とでも仲良くできるやさしい気持ちを育む。

【教育】

- 子どもの発達過程に応じた基礎的な生活習慣を身につける。
- 身近な環境や自然との関わりの中、自ら興味・関心を持ち、強さ・やさしさ・いたわりの心と素直な気持ちを持つ。
- 自分の思い、イメージを言葉や動作などいろいろな方法で表現する。

【毎日の生活の流れ】

入園のしおり「9. とも認定こども園の一日の生活の流れ」を参照

【年間行事予定】

入園のしおり「15. 年間行事について」を参照

9. 給食について

(1) 給食の提供

入園のしおり「10. 給食について」を参照

(2) 提供内容

	提 供 内 容				内 容
	おやつ (午前)	給 食		おやつ (午後)	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 主食 ご飯、パン、麺類 ● 副食 肉、魚、野菜、果物 ● おやつ 牛乳、果物、ヨーグルト 菓子等 ※月齢別離乳食を提供する。 (要相談) ※第4土曜日お弁当持参 ※仏教行事を行なう時は、特別食を提供する。 ※園児が栽培・収穫した野菜は、副食やおやつで提供する。
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	—	○	○	○	
4歳児	—	○	○	○	
5歳児	—	○	○	○	

(3) 食物アレルギー対応について

入園のしおり「10. 給食について」を参照

10. 衛生管理

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び国の「大量調理施設衛生マニュアル」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

11. 健康管理

- ・利用開始時の健康診断、年2回の内科検診、年1回の歯科検診を実施する。
- ・入園のしおり「11. 保健と健康管理について」「12. 与薬依頼について」を参照
- ・SIDSの予防マニュアルに基づき、SIDS予防に努める。

12. 障害等の保育

- ・障害や発達上の支援を必要とする園児一人一人の発達過程や障害の状態を把握し、他の園児との生活を通して共に成長できるよう教育・保育を行う。
- ・障害や発達上の支援を必要とする園児の家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図る。
- ・個別の指導計画を作成し、専門機関との連携をとりながら、必要に応じて助言等を得て教育・保育を行なう。

13. こども園と保護者との連携について

- ・保護者と日々連絡帳や連絡ノートにより密接な連絡を保ち、教育・保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得る。
- ・保育業務支援システム《CoDMON》の保護者アプリにより、情報の共有や伝達を行う。

14. 教育・保育にあたっての留意事項

(1)入園時にご用意いただくもの

【全園児】

入園のしおり「14. 入園時に必要な準備物」を参照

【3～5歳児】

箸、コップ、箸・コップを入れる巾着袋

【0～2歳児】

食事用エプロン

(2)毎日ご持参いただくもの

【3～5歳児】

出席ノート、連絡ノート、カラー帽子、箸、コップ

【2歳児】

連絡ノート、カラー帽子、顔拭きタオル、食事用エプロン、紙おむつ

【0～1歳児】

連絡帳、顔拭きタオル、食事用エプロン、紙おむつ

(3)服装について

【全園児】

自由服

【3～5歳児】

4～5月、10～3月まで室内着を着用（3歳児は、後半より着用）

(4)その他ご用意いただくもの

【全園児】

園に保管する着替え一式

雑巾、テーブル拭き、箱ティッシュ、ビニール袋

【0～2歳児】

キッチンポリ袋、おしり拭きウェットティッシュ

(5) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・入園のしおり「6. 登降園の時間について」～「8. 登降園時間の記録について」を参照
- ・登園は、保護者の責任において行う。

(6) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・入園のしおり「6. 登降園の時間について」～「8. 登降園時間の記録について」および「13. 安全について」を参照
- ・降園は、保護者の責任において行う。

15. 緊急時における対応

- ・園児の体調の急変や負傷が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに保護者に連絡するとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。あわせて、救急車要請等必要な措置を講じることがある。
- ・緊急時に備えて、職員を対象とした「幼児安全法講習会」の実施、マニュアルに基づき「SIDS対応訓練」「水難事故対応訓練」を実施する。

【緊急連絡先等】

伊藤内科（嘱託医） TEL: (082) 848-6111

安佐南消防署 TEL: (082) 877-4101 ※沼田出張所: (082) 848-0200

安佐南警察署 TEL: (082) 874-0110 ※伴交番: (082) 848-0069

16. 非常災害時の対策

自衛防災隊長および防火管理者を定め、「非常災害対策計画」に基づき対応する。

また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、火災訓練その他必要な訓練を定期的実施する。

自衛防災隊長	龍山 永明
防火管理者	龍山 浄
避難訓練(回数/年)	火災訓練(19)、地震(2)、水害(2)、不審者(1) 地域との防災協定に基づく訓練(1)
防災設備	消火器、誘導灯、自動火災報知設備、防火排煙設備 火災通報装置

17. 傷害保険制度への加入

在園中の不慮の事故や災害のため、次の制度へ加入しています。

保険の種類	全国私立保育園連盟 「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」
保険の内容	園賠償責任保険、園児団体傷害保険、個人情報漏えい保険 人格権侵害補償
保護者負担額	なし

18. 虐待防止のための措置

- (1) 園児の人権擁護、虐待の防止のため次の措置を講ずる。
- ① 人権の擁護、虐待の防止に関する必要な体制の整備
 - ② 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - ③ 人権の擁護、虐待の防止の啓発のための職員に対する研修の実施
 - ④ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 教育・保育の提供中に、職員又は養育者(園児を現に養育する者)による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。
- ※広島市児童相談所 TEL:(082)263-0694

19. 地域の子育て支援

- (1) 一時預かり事業
- (2) わかばパパ・ママ事業
- (3) その他
園庭開放(育児相談)、乳児うんどうあそび、うんどう会ごっこ
乳児体験入園、沼田公民館での子育て支援サポート等

20. 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情解決受付担当者	主幹保育教諭:佐々木千雪、渡邊優香、大下直美	
相談・苦情解決責任者	園長:龍山永明、副園長:龍山浄	
第三者委員	氏名	電話番号
	段原克彦	(082)848-0585
	田村司	(082)848-0378

受付方法:面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

21. 個人情報の取り扱い

園の施設目的の範囲内で利用し、本人または保護者の同意を得た場合等を除き、第三者に提供しない。

- (1) 入園した園児の保護者から得た個人情報及び日々の教育・保育に関して収集して得た個人情報
- (2) 地域の子育て支援に関して得た個人情報
- (3) その他園の活動に関して得た個人情報